

# 後期高齢者医療の令和 4、5 年度保険料率決定

均等割額は年 748 円の増加、所得割率は年 0.23 ポイントの減少



県内すべての市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合は、今年度と来年度の保険料率を改定しました。

後期高齢者医療制度は、75 歳（一定の障がいがある場合は 65 歳）以上の人が加入する医療制度です。対象者は個人ごとに保険料を負担。この保険料は、2 年に一度見直されます。

## ■令和 4、5 年度の保険料率

均等割額は、1 人年額 5 万 6435 円で前回の令和 2、3 年度より 748 円の増加、所得割率は 10.54% で前回より 0.23 ポイントの減少。また、保険料の上限額は 66 万円で前回より 2 万円増加します（右①参照）。

## ■保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計です（右②参照）。

## ■保険料の軽減

保険料は、収入や所得に応じての軽減があります。均等割額の軽減では、同一世帯の被保険者と世帯主を対象に軽減対象になる所得金額の合計が一定額以下であれば、保険料の均等割額を 70%、50%、20% 軽減します（右③参照）。

その他、後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険の被扶養者だった人は、制度加入から 2 年間に限り保険料の均等割額を 50% 軽減します。軽減後の保険料は、年額 2 万 8217 円です。所得割額はかかりません。

個別の保険料額の決定内容は、「令和 4 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を 7 月に送付します。

## ①後期高齢者医療保険料率

	R2、3 年度	R4、5 年度	増減
均等割額	5 万 5687 円	5 万 6435 円	748 円増
所得割率	10.77%	10.54%	0.23 ポイント減
上限額	64 万円	66 万円	2 万円増

## ②後期高齢者医療保険料の年額の計算式

$$\text{保険料の年額} = \text{均等割額} + \left[ \frac{\text{総所得金額等} - 43 \text{ 万円}}{\text{均等割額}} \right] \times 10.54\%$$

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」や「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額

## ③今年度後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減

軽減割合	軽減後の年額	同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計額
70%	1 万 6930 円	「43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下
50%	2 万 8217 円	「43 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下
20%	4 万 5148 円	「43 万円 + 52 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下

※世帯の基準日は 4 月 1 日。年度途中で 75 歳になる人や県外から転入した人などはその時点です

詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市健康づくり課医療年金係（☎ 77・8503）、福岡県後期高齢者医療広域連合（☎ 092・651・3111）



後期高齢

# 夏に向けて熱中症には細心の注意を

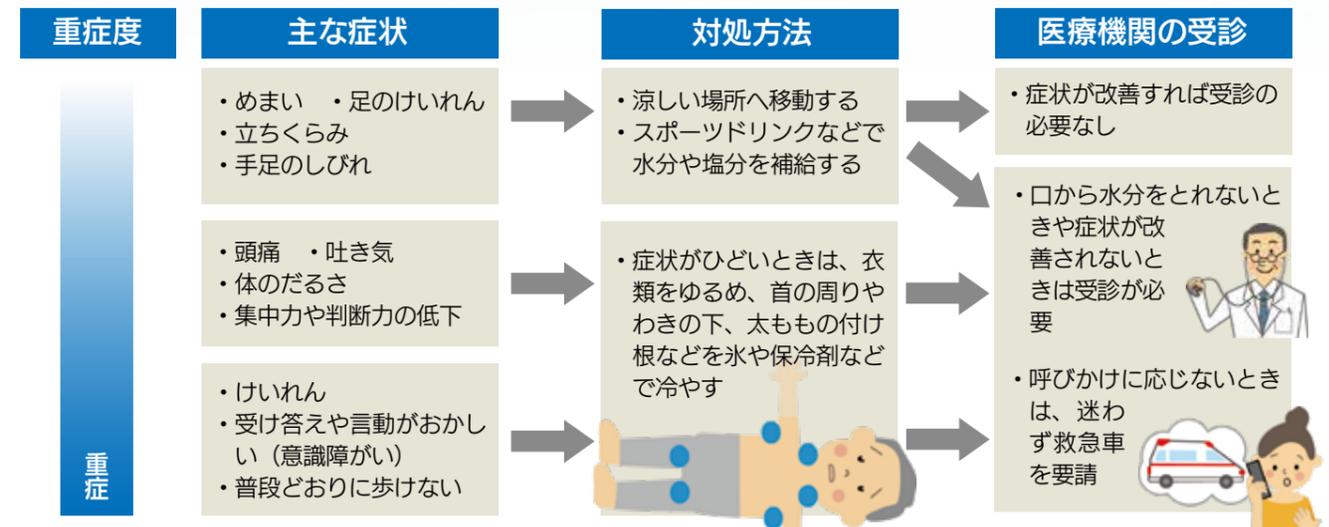
会話がほとんどない屋外などではマスクを外しましょう

熱中症は、温度や湿度が高い中で体内の水分や塩分のバランスが崩れ、温度調整機能が働かなくなることによって引き起こされます。めまいや意識障がいなど、さまざまな障がいを起こし、最悪の場合死に至る可能性も。体温調整が十分でない子どもや高齢者は特に注意が必要です。

熱中症と疑われる症状が出たら、まず体温を下げるのが大切です。すぐに涼しい場所へ移動してください。

い。衣服をゆるめて体温がこもるのを防ぎましょう。体に水をかけてうちわや扇風機で風を当てると効果的です。熱中症の症状ごとに対処方法を下図にまとめました。万が一のときはすぐに対処できるよう、頭に入れておきましょう。もし、対処に迷ったらすぐに市消防本部へ連絡してください。

【問】消防本部消防課救急係（☎ 74・0122）、市健康づくり課健康係（☎ 77・8536）



**夏に向けたポイント** 熱中症を防ぐために 近距離の会話がでない屋外では **マスクを外すことを推奨**

新型コロナの感染対策として当たり前となっているマスクの着用。しかし、これからの季節、マスクを着用していると熱中症のリスクが高くなってしまいます。そこで国は、マスク着用の考え方をまとめました。近い距離で会話をしない屋外では「マスクを外すこと」を推奨している点（下表のピンクの枠線内）がポイントです。

また、2 歳以上の幼児は「着用を一律に求めない」とされています。マスク姿に慣れ、外すことに抵抗があるかもしれないかもしれませんが、熱中症予防のため意識して取り組みましょう。

詳しくは、市公式サイトで確認してください。



マスク着用

	まわりの人と 2m 以上離れている		まわりの人と 2m 離れていない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話あり	着用推奨	必要なし	着用推奨	着用推奨
ほとんど会話なし	必要なし	必要なし	着用推奨	必要なし

## 国民健康保険被保険者証を 7 月中旬から郵送します

8 月から使用する国民健康保険被保険者証を郵送します。郵送方法は昨年に引き続き、特定記録郵便です。7 月中旬から下旬にご自宅の郵便ポストに投函されるので、こまめに郵便ポストを確認してください。

窓口での受け取りや簡易書留での郵送を希望する人は、6 月 30 日（木）までに市健康づくり課へ連絡してください。

【問】同課国民健康保険係（☎ 77・8506）

